

# 資料編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料 3 用語解説

資料1 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
令和5年1月29日 ～2月29日	就学前児童世帯、小学生世帯保護者へのアンケート調査実施
令和7年2月17日	○ 第1回羽幌町就学前子育て支援審議会 ・羽幌町子ども・子育て支援事業計画【第3期】(素案)の審議
令和7年3月 日	○ 第2回羽幌町就学前子育て支援審議会 ・羽幌町子ども・子育て支援事業計画【第3期】(案)の審議

資料2 計画策定組織について

□ 羽幌町就学前子育て支援審議会 委員一覧（令和6年度）

職 名	氏 名	所属団体等名
会 長	鈴木 真 一	羽幌町社会教育委員 副委員長
職務代理	小山 由美子	社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会 副会長
委 員	西 田 武 文	学校法人旭川カトリック学園 羽幌藤幼稚園 施設代表
	斉 藤 昂 亮	学校法人旭川カトリック学園 羽幌藤幼稚園 保護者代表
	坂 本 愛	学校法人泉学園 認定こども園まき 施設代表
	本 間 美千加	学校法人泉学園 認定こども園まき 保護者代表
	柿 崎 麻依子	留萌中部地域子ども発達支援センター 施設代表
	葛 西 優 香	羽幌町留守家庭児童会運営協議会 理事
	工 藤 智	羽幌町立羽幌小学校 校長
	奥 山 圭 子	羽幌町学校運営協議会 会長
	近 藤 麻 子	羽幌町民生委員協議会 主任児童委員

□ 羽幌町就学前子育て支援審議会 事務局一覧（令和6年度）

職 名	氏 名	備 考
福祉課長	高 橋 伸	
福祉課 子ども係長	村 上 達	
福祉課 子ども係主事	香 川 若 葉	

### 資料3 用語解説

子ども・子育て支援事業計画で用いられている用語を紹介しています。

No	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	国が定める基本指針に則して、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する計画。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」。市町村の諮問に依りて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。 羽幌町では「羽幌町就学前子育て支援審議会」を設置。
4	幼保連携型認定こども園	保育園と幼稚園の機能を兼ね備えた施設で、0歳から小学校就学前までの子どもを対象に教育・保育を提供する施設。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言います。施設型給付費を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条第5項）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条第7項）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条第6項）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条第8項）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条第9項）

No	用語	意味
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども（法第 19 条第 1 号）</li> <li>・ 2号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた（保育の必要性あり）就学前子ども（法第 19 条第 2 号）</li> <li>・ 3号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた（保育の必要性あり）就学前子ども（法第 19 条第 3 号）</li> </ul>
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条)</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)</p>
19	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。</p>
20	教育・保育	<p>6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育、または養護し教育することをいう。</p>
21	保育	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
22	乳幼児	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後 0 日から満 1 歳未満までの子をいい、幼児は、満 1 歳から小学校就学までの子どものことをいう。</p>
23	幼稚園	<p>3～6 歳までの幼児を対象とした学校の一つ。</p>
24	保育所	<p>0（産後 57 日目）～18 歳までの児童を対象とした託児所。（0～6 歳までが多い）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後 8 週間＝56 日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>
25	放課後子ども教室	<p>地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。</p>



羽幌町

羽幌町子ども・子育て支援事業計画（第3期）

---

令和7年3月

発行 羽幌町

編集 羽幌町福祉課

〒 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1

TEL : 0164-68-7004 FAX : 0164-62-1219

<http://www.town.haboro.lg.jp>